

## 唐令復原再考

——「令式の弁別」を手掛かりとして——

趙 晶

佐々木満実 訳  
矢越葉子

### はじめに

一九五〇年代、瀧川政次郎は唐代の「烽燧」制度を切り口に、仁井田陞が復原した「軍防令」の一部が実際には唐式であったことを指摘した。<sup>(1)</sup>これに対して仁井田は、式中に関連する令文と同一・同義あるいは類似の文句が現れることは、決して不可思議なことではないとして反論している。<sup>(2)</sup>

確かに、律・令・格・式は完整された法律体系を構成するが、四者の関係は当然ながら慎重に判断すべきである。一部の条文は規範事項が共通することから、術語ないしは文句をも共有しているが、これは必然と言えよう。

しかし、このような術語・字句の共有は、律・令・格・式のいくつかの条文の完全な同一性を意味しているのだろ

うか。律・令を例に挙げれば、『唐律疏議』卷三〇断獄「断罪引律令」条に、

諸断罪皆須具引律・令・格・式正文、違者笞三十。若数事共条、止引所犯罪者、<sup>(3)</sup> 聽。

とあり、『天聖令』獄官令宋38に、

諸判官断事、悉依律令格式正文。若牒至検事、<sup>(唯)</sup> 準得検出事状、不得輒言与奪。<sup>(4)</sup>

とある。黄正建は「律が規定するものは『断罪』の場合であり、一方で令が規定するものは『断事』の場合である。つまり、律の作用は『断罪』にあり、令の作用は『断事』にあり、その区別はやはり明白である」としているが、<sup>(5)</sup> おそらくこの説は妥当ではないだろう。

律と令の字句を注意深く吟味すると、その細微の部分には明らかに一定の差異が存在する。律の側の重点は条文の引用に置かれており、律令格式の規定は大前提であって、「具体的な生活事実を『涵攝過程 (Vorgang der Subsumtion)』を通じて法律構成の条件下に帰属させ、小前提を形成する。そうした後に三段論法の推論を通じて、当該法律事実を規範化する法律的效力を導き出す」<sup>(6)</sup> のであり、すなわち、律の規定する罰則を導き出すのである。

一方、令の規定の重心は、担当官人に対して律令格式に基づいて事情を処理するように要求することであり、それは職責範囲内に属するか否かという問題や(例えば「唯得検出事状、不得輒言与奪」が挙げられる)、処断の過程および結果は合法であるか否か等の問題にまで及ぶ。律が偏重する条文の引用はその中にあり、かつ「罪」も「事」の範疇の中に包含されているのである。

換言すれば、この律文が規定する行為模式(「俱引律令格式正文」)が、この条の令文が規定する行為模式(「悉依律令格式正文」)の範囲を縮小したのであり、両者は少しも「区別」されることなく、下位概念と上位概念の種属関係に属するのである。

仮に上述の律令条文が定める行為様式間の種属関係を見落としたとしても、律・令の違いはやはり極めて明らかである。すなわち、律は「笞三十」という罰則を規定している。

換言すれば、唐代の立法者は「罪」と「事」の字面の違いによって、律と令とを区別していたのではなく（律条の後句「若数事共条、止引所犯罪者」は、「罪」と「事」とが相互に指し示すことを説明している）、彼らが依拠するものは律・令の機能の違いであって、「律以正刑定罪」<sup>(7)</sup>、「令以設范立制」であり、仮に律と令が「行為様式」についての文字表現上では完全に一致していたとしても、両者が重なり合うことは不可能なのである。

このように、もし唐律が散佚して唐令のみが尚も存在しており、学者が正確に「諸断罪皆須具引律・令・格・式正文」の一句を復原できたとしても、これをもって唐律の条文を復原したと言ふことはできないだろう。なぜなら、律条の真の価値は「笞三十」という刑罰にあるからである。これに反して、たとえば『天聖令』獄官令宋38とほぼ一致する『養老令』獄令第41条や、『唐六典』卷六尚書刑部「刑部郎中員外郎」条といった類似表現が存在しているとしても、仁井田もこれを唐令としては復原していない。仮に『唐令拾遺補』がこれを復原して「獄官令」補2「凡断獄之官、皆举律令格式正条以结之」としても、<sup>(8)</sup>唐令の本来の有り様を復原してはいないのである。<sup>(9)</sup>

ここから類推するに、律・令・格・式の条文が、たとえ共通する規範対象を有し、近似、ひいては同一の術語や文句を共有していたとしても、その条文には必ず独自の特徴があり、完全な重複が起こることはあり得ない。換言すれば、同一の時期にあって、ある条文が唐令でありながら、同時に唐式に属するということはあり得ないのである。この認識に基づいて、以下の章では、既に指摘されているいくつかの令・式の同文現象について考察したい。

一 常服制度——「礼部式」と「衣服令」——

『唐六典』卷四尚書礼部「礼部郎中員外郎」条は、品秩・身分を分別し、それぞれの服色・飾品を列挙する。<sup>(11)</sup>これに對して、その他の文献も又それぞれ令と式とををしるしている。

a—1 『唐会要』卷三二輿服上・章服品第

<sup>(六六)</sup>

至龍朔二年九月二十三日、孫茂道奏称「準旧令、六品・七品着緑、八品・九品着青。深青乱紫、非卑品所服。望

請改六品・七品着緑、八品・九品着碧、朝参之處、聽兼服黄。」<sup>(12)</sup>

a—2 『唐会要』卷三二輿服上・章服品第

<sup>(六七)</sup>

上元元年八月二十一日勅……前令九品已上、朝参及視事、聽服黄。<sup>(13)</sup>

b—1 『冊府元龜』卷六〇帝王部・立制度一

<sup>(貞觀)</sup>

四年八月丙午詔曰……其冠冕制度、已備令文、至於尋常服飾、未為差等。今已詳定、具如別式、宜即頒下、咸使

聞知。於是三品以上服紫、四品以下服緋、六品・七品以緑、八品・九品以青、婦人從其夫也。<sup>(14)</sup>

b—2 『唐律疏議』卷二七雜律「違令」条疏議

「別式減一等」、謂礼部式「五品以上服紫、六品以下服朱」之類……<sup>(15)</sup>

b—3 『冊府元龜』卷六一帝王部・立制度一

<sup>(天和)</sup>

六年六月戊寅、右僕射王涯準勅詳度諸司制度条件等…礼部式…親王及三品已上若二王後、服色用紫、飾以玉。五

品已上、服色用朱、飾以金。七品已上、服色用緑、飾以銀。九品已上、服色用青、飾以鍮石。<sup>(16)</sup>

韓国磐と霍存福はどちらもa組の史料を引用しておらず、直接b組の史料に依拠して、当該条文を唐式であると判断している<sup>(17)</sup>。仁井田は史料a-1に依拠して衣服令第60条を復原し<sup>(18)</sup>、『唐令拾遺補』は史料b-1「三品以上服紫、四品以下服緋、六品・七品以緑、八品・九品以青」の一句を衣服令の「六〇乙」条に追加している<sup>(19)</sup>。そして黄正建はb-1「冠冕制度、已備令文、至於尋常服飾、未為差等。今已詳定、具如別式」に依拠して、「唐代に在って、冠服制度を規定する基本は「衣服令」であり、常服制度を規定するものは主に「礼部式」であった」と推測している<sup>(20)</sup>。史料b-1の貞観四年の詔によれば、それまで冠服制度は「令」の中に規定されており、常服制度の規定は欠如していたが、今はすでに「詳定」され、すべて「別式」に置かれたと言う。そうであるならば、当該の「別式」はいっ公布されたのだろうか。

『唐会要』巻三九定格令によれば、貞観十一年（六三七）正月十四日、太宗は新法を公布し、「凡律五百条、分為十卷……令分為三十卷、二十七篇、一千五百九十条。格七百条、以為通式」という<sup>(21)</sup>。

貞観四年の詔が詳定する常服制度は、おそらく貞観十一年の立法中において体现されたものであるが、この記事から見るに、今回の立法は決して「式」を制定したものではない。この新法が『貞観式』に存在するか否か、学界では多くの議論があるが、その否定派の最有力者は、滋賀秀三である。

まず、滋賀は両『唐書』の貞観式に関連する記述はすべて『唐六典』の開元立法に関連する記述に深刻な影響を受けていると断定する。換言すれば、両『唐書』で描写されている『貞観式』の記述は、実際には『唐六典』の「開元式」についての記述であり、貞観年間の立法は「式」を包括していた訳ではなかったというのである。また、武徳・貞観年間は「式」を全く立法せず、開皇の旧式を踏襲し、永徽の立法に至って初めて唐式が出現したとも論じている<sup>(22)</sup>。楼頤が最近の論文で指摘するように、隋代は公布した律・令の二種の法典を除いて、格・式を制定しておらず、史

籍に見える「格」・「式」は、「依然として北魏以来の慣習を踏襲し、広く「律」・「令」等の各種の法律規章、特に時と状況に応じて公布された勅例或いは条制を指していた」のである。<sup>(23)</sup> 換言すれば、滋賀が言う踏襲した開皇の旧「式」は、「律令格式」という意味における「式」ではなく、「貞観式」に対応するものであり、楼もまた滋賀の説を繰り返し述べて補足している。<sup>(24)</sup>

もし滋賀と楼の説が成立するならば、永徽の前に「式」は存在しなかったことになる。<sup>(25)</sup> 仮に永徽以前の「式」の存在を完全に否定することはないと<sup>(26)</sup>しても、おそらく当時の「式」と『唐六典』の叙述する成熟期における『開元式』との間には相当の差異があるだろう。『唐六典』の本朝の律・令・格・式に関する列記において、律・令の編集はすべて武徳より起こり、格は貞観に始まり、式はただ永徽に至って追述されたに過ぎない。<sup>(27)</sup> これは極めて明確な証拠である。

これにより、a・b両組の史料を再度考察してみると、以下のように推断できる。常服制度に関する規定は、仮に貞観十一年以前に「別式」(「律令格式」の「式」ではない)の方式で公布されていたとしても、貞観立法においておそらく「貞観令」に吸収され、上元年間(a-2)に至っても依然として衣服令の中にあつたのではないだろうか。そして、『永徽式』は十四巻のみであったが、『垂拱式』に至って二十巻にまで増修された。「垂拱式」は「計帳及び勾帳式を加」えること一篇と雖も、増加した六巻が新篇のみで構成されたとは考えられない。おそらく常服制度の中に含まれる一部の条文で令・式の転換が発生し、令から式に編入されたことよって「礼部式」等のその他の旧篇の規模を拡充していったのであり、そう考えればまた理にかなうだろう。<sup>(29)</sup>

史料b-2の記載については、現存する『唐律疏議』の版本の永徽・開元の二説の議論が定まっていな<sup>(30)</sup>ことから、令式の転換が発生した後に『唐律疏議』がこれに従って修正したものであると考えられる。

## 二 瑞応名目——「礼部式」と「儀制令」——

『唐六典』卷四尚書礼部「礼部郎中員外郎」条は、詳細に大瑞・上瑞・中瑞・下瑞の品目を列挙しているが、これに相關する記載はその他の文献ではそれぞれ「令」「式」として書き分けられている。

### a 『資治通鑑』卷一九三唐紀九

(六一八)

貞觀二年九月……丁未、詔「自今大瑞聽表聞、按儀制令、凡景星・慶云為大瑞、其名物六十有四。白狼・赤兔為上瑞、其名物三十有八。蒼烏・朱雁為中瑞、其名物三十有二。嘉禾・芝草・木連理為下瑞、其名物十四。自外諸瑞、申所司而已。」<sup>(32)</sup>

### b-1 『唐律疏議』卷二五詐偽「詐為瑞応」条疏議

其「瑞応」條流、具在礼部之式、有大瑞、有上・中・下瑞。<sup>(33)</sup>

### b-2 『唐会要』卷四四雜災變

(七六八)

大曆三年六月二十四日……中書舍人崔祐甫上議曰「……又按、礼部式具列三瑞、無猫不食鼠之目。以茲稱慶、臣所未詳。」<sup>(34)</sup>

### b-3 『白氏六帖事類集』卷一一祥瑞二

式云、麟・鳳・鸞・竜・騶虞・白沢・神馬為大瑞、隨即奏之、応奏不奏、杖八十。又式云、玄珠・明珠・玉英・白玉赤文・紫玉・黄鉄・金藤併為上瑞。又云、拒黍・嘉禾・芝草・華平併為下瑞。<sup>(35)</sup>

仁井田は史料 a に依拠し、『唐六典』の条文を「儀制令」第13条として復原したが、b 組史料が存在することから、

もし『通鑑』の注に誤りがないとすれば、唐代の令・式はすべてあらかじめ規定されていたことになる<sup>(36)</sup>と推測した。韓国磐はこの説を継承して、「式は令文を模倣したために、両者は同一のものとして並び挙げられるようになった<sup>(37)</sup>。まったのである」と論じている。

しかし、この令・式が同文であるという見解に対しては霍存福の批評がある。霍は史料 a を孤例とみなし、b 組史料からわかるように、唐代は異なる時期のすべてでこれを式文としていること、かつ日本の『延喜式』の相当条文も傍証として挙げ、この条文は唐令ではなく唐式であると判断すべきであると論じた。そして、史料 a は胡三省の誤記の結果に過ぎず、「胡三省は『儀制令』に既に祥瑞報告制度が存在し、祥瑞品目の具体的規定までもが存在していたと誤解したのである」としている<sup>(38)</sup>。

大隅清陽はさらにこの見解を強化し、史料 a と『新唐書』卷四六六官志一「礼部郎中員外郎」条の中の相関する記載が完全に一致しており、『唐会要』卷一九祥瑞下に言う「準儀制令、其大瑞即随表奏聞、中瑞・下瑞、申報有司、元日奏聞<sup>(40)</sup>」のように、この条もまた胡三省によって『資治通鑑』の註文に用いられたものであったことを発見した<sup>(41)</sup>。これによって大隅は、胡三省は唐式の原文を直接に見た訳ではなく、ただこの唐令・『唐六典』・『新唐書』の記載に依拠して唐代の祥瑞品目の具体的規定が儀制令にあったと判断したのではないかと推測している<sup>(42)</sup>。

ここで検討すべきは以下の三点である。

第一に、霍説は『延喜式』の条文を唐式が存在することの傍証とするが、不明瞭な点がある。霍本人は「日本の式の令に対する補宗的機能は、日本の令がいまだ採用していなかった本来は唐令に属する条文を、式を制定する際に式に編入させてしまったのである」と論じている<sup>(43)</sup>。

第二点は、もし第一章で述べた令式が転換するという動態的視角を導入するならば、この「礼部式」と「儀制令」

がすべて「瑞応」の品目を記載している現象も、それ以外の解釈ができ得るのではないかという問題である。胡三省の序文が依拠する史料が何であるのかを問わず、「貞観二年詔」に関連する「大瑞」・「自外諸瑞」の品目は、常に明確な法律の存在を必要とする。もし永徽以前に式がなかったのであれば、当時の立法者は「儀制令」を規範の根源としていたのかもしれない。つまり、永徽の立法後によりやく令から式に編入され、転じて「礼部式」として規範を与えるようになったのではないだろうか。しかし、この変化が具体的にいつ発生したのかについては、今は結論を下す術がないのである。

第三点は、令・式は制度性の規範であり、刑罰には関係しないと言われているが、史料b-3に存在する「式」は「麟・鳳・鸞・龍・騶虞・白沢・神馬為大瑞、隨即奏之、応奏不奏、杖八十」とあり、これは通説と対立するのではないかという問題が挙げられる。『唐律疏議』卷一〇職制「事応奏不奏」条には、

諸事応奏而不奏、不応奏而奏者、杖八十。……疎議曰、応奏而不奏者、謂依律・令及式、事応合奏而不奏。或格・令・式無合奏之文及事理不須聞奏者、是「不応奏而奏」、併合杖八十<sup>44</sup>。

とあり、先ほど引用した「儀制令」に言う「其大瑞即随表奏聞」は、「応奏」という要求であり、もし「儀制令」に違反したならば、唐律に従って杖八十の罰を受けることになる。ここから窺えるように、当該「式」中の「隨即奏之、応奏不奏、杖八十」の一句はいかなる律・令の規定するところも超越してはいない。おそらく唐式の原文ではなく、『白氏六帖事類集』の誤記が致すところであろう。

### 三 黄小中丁老——「戸部式」と「戸令」——

『白氏六帖事類集』卷二「徵役七」には次の記載がある。

充夫式 戸部式・諸正丁充夫、四十日免、七十日併免租、百日已上課役俱免。中男充夫、滿四十日已上免戸内地租。無他税、折戸内二丁。無丁、聽旁折近親戸内丁。又謂、男女三歳已下為黄、十五已下為小、二十已下為中男、二十一成丁也。

この史料は二つの条文に関連する。その中でこの「正丁充夫」の式文に対応する、仁井田がかつて復原した「賦役令」第4条は、現存する『天聖令』賦役令唐22が証明となる。

諸丁匠歳役功上十日、有閏之年加二日。須留役者、滿十五日免調、三十日租・調俱免。後(三)日少者、計見役日折免。兼正役併不得過五十日……(47)

「男女三歳已下為黄」の条については、史籍に明確に武徳令・開元令の別があると記載されていることから、仁井田はかつてこれを「戸令」第8条として復原した。

八甲諸男女始生為黄、四歳為小、十六為中、二十一為丁、六十為老。八乙諸男女三歳以下為黄、十五以下為小、二十以下為中、其男年二十一為丁、六十為老、無夫者為寡妻妾。(48)

上述の令・式の重文現象について、仁井田は、第一条の「戸部式」と「賦役令」唐22が対応していることから、令・式はともに丁の課役免除に相關する規定であり、また、第二条の「戸部式」と開元二十五年の「戸令」はほぼ一致すると論じている。(49) 仁井田が「戸令」第8条を復原した際に、この「戸部式」を「参考資料一」として列挙したこ

とを挙げて、霍存福は「仁井田陞は……潜在意識の中で唐式の中に類似の規定が存在することを否定しており、令・式は同一内容の規定が併存することはあり得ないとする」と述べている。<sup>(51)</sup>しかしこれは、おそらく仁井田の本意を曲解したものであろう。

実のところ、「戸部式」の「正丁充夫」条と「賦役令」唐22の「丁匠歳役功」条は内容が類似しているだけで、令・式を分けて列挙することには疑義がない。ただ、「男女三歳已下為黄」の条だけは、その他の史籍を探し求めても、すべて令文としている。<sup>(52)</sup>『白氏六帖事類集』のみが「戸部式」の後に列挙しているのは、疑わしいと言えよう。

霍は「当時の人が常に『令式』を混用していたと言うことは間違いないが、令式が『両者の規定が共通する』と言うことは、正確とは言い難い」としながらも、これらの史料に直面すると変節し、「戸部式」と「賦役令」は「同類の規定」を有することができる以上、「戸部式」と「戸令」も「同種の内容の規定」を有することができるはずであると論じた。また、『白氏六帖事類集』は当該条を「戸部式」の後ろに列挙し、「又謂」と述べていることから、別の一条の式文であることが分かるとしている。<sup>(54)</sup>

以上の霍説には疑わしい点が二つある。

一つは、令・式に「同類の規定」が存在することによって、はたして令・式の文がすべて一致する（同種の内容の規定を有する）という結論を導き出せるだろうか。もしそうであるならば、令・式を区分することの意義は何であろうか。

二つ目は、『白氏六帖事類集』において、「男女三歳已下為黄」条は、単に「正丁充夫」条内の「丁・中男」の具体的な年齢基準を説明するためだけのものに過ぎず、「又謂」以下が戸部式あるいはその他の式を示しているという明証はないのである（上文で引用した『白氏六帖事類集』巻一祥瑞二の条を参照）。ましてや、第二章で論じたように、

『白氏六帖事類集』は令と式とを誤って記載した可能性があることから、「男女三歳已下為黄」は当然令文であると判断するべきなのである。

#### 四 「倉部式」と「倉庫令」

『通典』卷二一食貨二一・輕重に、

開元二十五年定式…(1)王公以下、毎年戸別拋所種田、畝別稅粟二升、以為義倉。其商賈戸若無田及不足者、上上戸稅五石、上中以下通減各有差。(2)諸出給雜種準粟者、稻穀一斗五升当粟一斗。(3)其折納糙米者、稻三石折納糙米一石四斗。<sup>(55)</sup>

とあり、霍存福はこれを「倉部式」第1甲条と定めた。<sup>(56)</sup> しかしながら、『天聖令』より知られるように、第(2)句は「倉庫令」唐4の一部、第(3)句は「倉庫令」唐1の一部である。

唐4 諸倉出給、雜種準粟者、稻穀・糯穀一斗五升…各当粟一斗。

唐1 ……其折糙米者計稻穀三石、折納糙米一石四斗。<sup>(57)</sup>

したがって、もし『天聖令』に存在する「倉庫令」唐令が「開元二十五年令」であるならば、ここで言う「開元二十五年」の「式」は第(1)句のみである。この点はまた霍の復原した「倉部式」第1乙条が傍証となるだろう。『唐六典』卷三「尚書戸部」の「倉部郎中員外郎」条には、

凡王公已下、毎年戸別拋已受田及借荒等、具所種苗頃畝、造青苗簿、諸州以七月已前申尚書省。至徵收時、畝別納粟二升、以為義倉。寬鄉拋見宮田、狹鄉拋籍徵。若遭損四已上、免半。七已上、全免。其商賈戸無田及不足者、

上上戸税五石、上中已下通減二石、中中戸一石五斗、中下戸一石、下上七斗、下中五斗、下下戸及全戸逃併夷獠薄税併不在取限、半輸者准下戸之半。郷土無粟、聽納雜種充<sup>(57)</sup>。

とあり、この条から、『通典』に記載された第(1)句は『唐六典』に記載された内容の抜粋であり、後者は『通典』の第(2)・(3)句の規定を包含していた訳ではないことが分かる。実際に第(2)・(3)句は、単に第(1)句が関連する唐式の「郷土無粟、聽納雜種充」に当たったの実施方法を説明するためのものに過ぎない。この点は第三章で論じた「又謂」の情況と類似しており、ただ『通典』に明確な断句・分節が存在しないことによって、復原者が令文を式文と誤解したのである。

## 五 「太府式」と「関市令」

『唐会要』卷六六太府寺に次の記載がある。

大曆十年三月十二日勅「自今以後、応付行用斗秤尺度、準式取太府寺較印、然後行用。」<sup>(58)</sup>

これに対応して、『唐六典』卷二〇太府寺「太府丞」条には、

凡官私斗・秤・度尺、毎年八月詣寺校印署、無或差繆、然後聽用之。<sup>(59)</sup>

とあり、韓国磐と霍存福は『唐会要』中に「準式」の二字が存在することによって、この条を「太府式」として復原した。<sup>(60)</sup>しかし、仁井田陞は『唐会要』卷六六太府寺の、

関市令…諸官私斗尺秤度、毎年八月、詣金部・太府寺平較。不在京者、詣所在州县平較、併印署、然後聽用。<sup>(61)</sup>

により、これを「関市令」第9条として復原しており、『天聖令』関市令唐9の存在もまた確かな証拠となっている。<sup>(62)</sup>

一般的には、開元二十五年の後、再び大規模な律令格式の修訂を行うことはなかったと考えられており、『唐会要』卷三九「定格令」に記載された、開成元年（八三三）三月の刑部侍郎狄兼善の奏上に、

伏以律令格式、著目雖始於秦・漢、歷代增脩、皇朝貞觀・開元、又重刪定、理例精詳、難議刊改。自開元二十六年刪定格令後、至今九十余年、中外百司皆有奏請、各司其局、不能一秉大公。其或恩出一時、便為永式、前後矛盾、是非不同、吏緣為姦、人受其屈。伏見自貞元已來、累曾別勅、選重臣置院刪定、前後數四、徒涉歷三十歲、未堪行用。<sup>(64)</sup>

と見える。すなわち、開元二十五年から開成元年に至るまで、唐王朝は総合的な立法を行わなかったのである。したがって、もし『唐会要』に記載する「関市令」と『天聖令』関市令が『開元二十五年令』あるいは二十五年以前の令の条文であるならば、「大曆十年勅」に関連する条文は「令」か「式」かという、前述の令・式が転化するという問題を考慮する必要はない。また、先行研究が指摘するように、「格令」・「令式」という語句は、ある時は単にその中の一つの法律形式のみを指し、ある時は広く総括的意義における「法令」を指している。<sup>(65)</sup> もし後者に従うならば、令・格・式はすべて広く「法」を指しており、すなわち「準式」もまた「依法」を指し、必ずしも「律令格式」の「式」を指す訳ではないということになる。つまりは、この「大曆十年勅」の「準式」も、「準法」・「依法」を意味するのである。

## おわりに

唐代の令・式は散佚し、様々な史料の中に散見している。この一〇〇年間、研究者は努めて唐令の復原・唐式の輯

成・令式の弁別等の問題について優れた知見を提供してきた。本稿は『天聖令』と合わせて、従来の復原成果および依拠する史料を検討してきたが、留意点はおおむね以下の四点にまとめられよう。

(1) 写し手の誤写等により、「令」・「式」等の標記の誤謬あるいは条文の竄入が発生した可能性が存在すること。これは本稿の第二章で論じた通りである。

(2) 史料に引用・断句の標記が存在しないことにより、「令」・「式」がしめす文句は結局のところどこで区切るべきかを、慎重に判断する必要があること。これは第三・四章で論じた通りである。

(3) 唐代の令、式の型式が定まった時期には先後があり、一部の条文では令を先にして式を後にしたり、令から式に編入したりした可能性が存在する。つまり、同一条文が異なる史料によってそれぞれ「令」・「式」の名を冠せられている場合は、史料の時間性を考慮すべきである。これは第一章・第二章で論じた通りである。

(4) 「令」・「式」といった字句は必ずしも「律令格式」の諸種の法源を指し示す訳ではなく、「準式」等は単に「依法」を意味するに過ぎない場合もあり、これに基づいて法源を判別する事は不可能である。これは第五章で論じた通りである。

当然ながら、上述の判断はすべて一つの前提に基づいている。すなわち、唐代の立法水準は相当に高く、立法者が令・式を混淆したり、規定を重複したりするという疏漏はなかったであろうという前提である。しかし、実際には、いかに優秀な立法者でも「一失」<sup>(96)</sup>があり得たことは、今も昔も変わらない。千条を超える法律規範に対して、令の中にすでに規定されている事項を整理し直して格・式に編入したということもあり得るだろう。『令集解』卷八僧尼令「准格律」条の古記に、

古記云、問、僧尼犯徒以上送官司、依常律推断。又初条云、姦盜依法律付官司科罪。又獄令云、凡犯罪、徒以上

及姦盜、依律科斷、余犯依僧尼法。未知此三条若為分別。答、初条犯色別撰立制、不論輕重。此条犯色不別、唯論輕重。其獄令為拷法禁法立文。各当条、隨見義制、彼此不合交涉也。<sup>(67)</sup>

と見える。この記載は、日本の令に存在する僧尼の犯罪に関して内容が重複しているかのように見える三条を、合理的に解釈するためのものである。すなわち、「僧尼令」第1条の規定は、刑罰の輕重を論じている訳ではなく、単に奸盜という行為の類型に依拠して画定されている。また、第21条は行為の類型が何であるのかにかかわらず、すべて刑罰の輕重に依拠して処理されている。さらに、「獄令」については単に拷訊に関する条文に過ぎない(訳者注…条文番号は養老令による)。

『古記』所引の三条の令文は、一般的に『大宝令』の令文と認識されている。<sup>(68)</sup> この「僧尼令」と「獄令」の二条は完全に一致するとは認められないが、「養老令」の立法者は両者の規定が雷同すると認識し、「獄令」を削除したのかもしれない。このような情況が発生したのは、日本の「僧尼令」が唐代の「道僧格」を継受したのに対し、「獄令」が直接唐代の「獄官令」を継受し、『大宝令』の制定時に両者に対する調整を行わなかったためではないだろうか。<sup>(69)</sup>

また『延喜式』には、卷四一彈正台に、

凡神泉苑廻地十町内、令京職栽柳。町別七株。

凡神泉大学廻地、令京職掃除之。穀倉院亦同。<sup>(70)</sup>

とあり、卷四二左右京職には、

凡神泉苑廻地十町内、令京職栽柳。町別七株。<sup>(71)</sup>

とある。同一条文がそれぞれ日本の式の二篇に見られるが、その原因はどこにあるのだろうか。虎尾俊哉は、神泉苑は平安京左京の二条大路と三条大路の間に位置し、その周囲に柳を植えるのは左京職の任務であり、彈正台はこれを

監察する義務があった。同一条文が二篇に重複しているのは、便宜によるものであり、「諸司式」としての特徴はここに十分に発揮されていると論じている。<sup>(72)</sup>しかし、この「延喜式」の同文現象を「合理的に解釈」しようとする見解もまた疑わしいと言わざるを得ない。もし「便宜」のためであるならば、なぜ、「彈正台式」には同じく京職との関連で「神皇大学」の条文が記載されているのに対して、「左右京職式」には記載されていないのだろうか。

唐令復原の作業はすでに一〇〇年もの間続いている。蓄積された豊富な成果は、唐代令典の様相を浮かび上がらせ、現代の研究者が伝統的な法律体系を整理し、法律形式の構造と機能の区分等を説明する上で、多大な便宜を提供してきた。しかし、現在この作業はすでに「精耕細作（＝丹念に耕作する）」の段階まで進んでいる。多くの議論は各人がそれぞれの異なる見解を主張する「猜测」に過ぎず、「蓋棺論定（＝最終的な結論を下す）」の直接的な証拠が欠乏していると言わざるを得ない。本稿は、ただ史料自体の規範に込められた意味を熟慮し、推し量ることによって、一部の条文を復原する上での一つの方向性を提供したに過ぎない。

今後の復原作業は、新史料が発見されるのを静かに待ちながら、現存する条文を深く掘り下げて吟味し、唐代の立法技術を検討していく必要があるだろう。そうして唐代の人々の法律思考や論理に寄り添い、現代の視点から過去を捉えることを避け、既存の史料をより一層深く検証するための「理拠（論拠）」を提供するべきではないだろうか。

#### 注

(1) 瀧川政次郎「唐兵部式と日本軍防令」『法制史研究』二、一九五二年、七三—八〇頁。

(2) 仁井田陞「唐軍防令と烽燧制度―瀧川博士の批評に答えて―」『法制史研究』四、一九五四年、後に池田温編集代表『唐令拾遺補』東京大学出版会、一九九七年に所収）一七五—一七九頁。

- (3) 長孫無忌等撰、劉俊文点校『唐律疏議』（北京、中華書局、一九八三年）五六一頁。
- (4) 天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組校証『天一閣藏明鈔本天聖令校証附唐令復原研究』（北京、中華書局、二〇〇六年）三三四頁。以下、『天聖令校証』の簡称を用いる。
- (5) 黄正建、『天聖令』中の律令格式勅（『唐研究』一四、北京、北京大学出版社、二〇〇八年）四二一—四三頁。後に黄正建主編『天聖令』与唐宋制度研究（中国社会科学出版社、二〇一一年）に所収、二二頁。以下、後者を基準とする。
- (6) 黄茂荣、『法学方法与現代民法（第五版）』（北京、法律出版社、二〇〇七年）二二二頁。
- (7) 李林甫等撰、陳仲夫点校『唐六典』（北京、中華書局、一九九二年）一八五頁。
- (8) 井上光貞等校注『日本思想大系<sup>3</sup> 律令』（岩波書店、一九七七）四六七頁。
- (9) 『唐六典』一九一頁。
- (10) 仁井田陞著、池田温編集代表『唐令拾遺補』八二六頁。
- (11) 『唐六典』一一八頁。
- (12) 王溥、『唐会要』（上海、上海古籍出版社、二〇〇六年）六六四頁。劉昫『旧唐書』卷四五輿服（北京、中華書局、一九七五年）一九五二頁。王欽若等編『冊府元龜』卷五八六掌礼部・奏議一四（北京、中華書局、一九六〇年）七〇一〇頁。
- (13) 『唐会要』六六四頁。
- (14) 『冊府元龜』六六九頁。『唐会要』卷三一輿服上・章服品第、六六三頁。
- (15) 『唐律疏議』五二二頁。
- (16) 『冊府元龜』六七八頁、『唐会要』卷三一輿服上・雜錄、六六八頁。
- (17) 韓国馨『伝世文献中所見唐式輯存』（厦門大学学报（哲社版））一九九四年一期）三五頁、霍存福『唐式輯佚』（北京、社会科学文献出版社、二〇〇九年）二九三—二九九頁。
- (18) 仁井田陞『唐令拾遺』（東京、東方文化學院東京研究所、一九三三年。後に東京大学出版会より一九六四年に覆刊）四六一頁。
- (19) 仁井田陞著、池田温編集代表『唐令拾遺補』、六四四頁。

- (20) 黄正建「王涯奏文与唐後期申服制度的變化」(榮新江主編『唐研究』一〇、北京、北京大学出版社、二〇〇四年)二九九頁。
- (21) 『唐会要』卷三九定格令、八一九頁。
- (22) 滋賀秀三「漢唐間の法典についての二三の考証」(『東方学』一七、一九五八年)、後に同『中国法制史論集…法典と刑罰』(創文社、二〇〇三年)に所収、四二一―四二九頁。
- (23) 楼頌「隋無『格』・『式』考―關於隋代立法和法律体系的若干問題―」(『歴史研究』二〇一三年二期)四一―五四頁。
- (24) 楼頌「唐太宗貞觀十一年立法研究―以『貞觀式』有無之懸疑為中心―」(『文史哲』二〇一四年六期)五三一―六六頁。
- (25) 楼頌は武德立法に「式」はないとする。同「武德時期的立法与法律体系―說『武德新格』及所謂『又』式』十四卷―」(『中国史研究』二〇一四年一期)三五―四八頁を参照されたい。
- (26) 高明士は新著でも繰り返し『貞觀式』成立の説を述べている。同『律令法与天下法』(台北、五南圖書出版股份有限公司、二〇一二年)一四九―一五七頁を参照されたい。
- (27) 『唐六典』卷六尚書刑部「刑部郎中員外郎」条、一八三―一八五頁を参照されたい。
- (28) 『唐六典』卷六尚書刑部「刑部郎中員外郎」条、一八五頁と『唐会要』卷三九定格令、八一〇頁を参照されたい。
- (29) 黄正建はまた類似の見解を提出している。「貞觀四年の定める服色制度は、まさに『式』である。しかし、この時に『式』が存在したか否かはやはり明確ではなく、詔書の規定も恐らく『令』の中に入れられていただろう」と言う。しかし、彼もまたこれを疑っており、「当時の『令』・『式』は特に明確な境界線は無かった」としている。同「貞觀年間修定律令的若干問題―律令格式編年考証之二―」(黄正建主編『隋唐遼宋金元史論叢』四、上海、上海古籍出版社、二〇一四年)三五―三六頁を参照されたい。
- (30) 胡戟等主編『二十世紀唐研究』(北京、中国社会科学出版社、二〇〇二年)一四二―一四五頁。
- (31) 『唐六典』一一四―一一五頁。
- (32) 司馬光編著、胡三省普注『資治通鑑』(北京、中華書局、一九五六年)六〇五六頁。
- (33) 『唐律疏議』四六九頁。

- (34) 『唐会要』九二八頁、『旧唐書』卷一九崔祐甫伝、三四三八頁。
- (35) 白居易『白氏六帖事類集』帖冊三(北京、文物出版社、一九八七年)三八—三九頁。
- (36) 仁井田陞『唐令拾遺』四八六—四八八頁。
- (37) 韓国磐「伝世文献中所見唐式輯存」、四〇頁。
- (38) 霍存福「令式分弁与唐令的復原——『唐令拾遺』編訳墨余録——」(『当代法学』一九九〇年三期)四八—四九頁、『唐式輯佚』二九〇—二九一頁。吳海航もまたこの条を唐式であり、日本の式に継承されたと考える。吳海航「唐日両式祥瑞條之「中瑞」「下瑞」色目考」(『北京総合大学学報(人文社会化学版)』二〇一四年二期)六〇—六七頁。
- (39) 歐陽修等撰『新唐書』(北京、中華書局、一九七五年)一一九四頁。
- (40) 『唐会要』六二五頁、当該条「儀制令」の完全な状態の記載は、『唐会要』卷二八祥瑞上、六一八頁にも見える。仁井田陞はそれを復原して「儀制令」第12条としている。仁井田陞『唐令拾遺』四八三—四八四頁を参照されたい。
- (41) 『資治通鑑』卷二四六唐紀六六、七九三四頁。
- (42) 大隅清陽「儀制令における礼と法——律令法系の構造的性質をめぐって——」(笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』上冊、吉川弘文館、一九九三年、後に同『律令官制と礼秩序の研究』吉川弘文館、二〇一一年に所収)二二—三二頁。
- (43) 前掲注(17)霍存福『唐式輯佚』八五頁。
- (44) 『唐律疏議』二〇二頁。
- (45) 『白氏六帖事類集』帖冊五、六七頁。また、録分に関する校補として、王永興『隋唐五代經濟史料彙編校注』第一編下冊(北京、中華書局、一九八七年)五五四—五五五頁を参照されたい。前掲注(17)霍存福『唐式輯佚』二三九頁脚注一・二より転引する。
- (46) 仁井田陞『唐令拾遺』六六八頁。
- (47) 『天聖令校証』二七四頁。
- (48) 『唐令拾遺』二三四—二三五頁。
- (49) 「唐軍防令と烽燧制度——瀧川博士の批評に答えて——」一七六頁。

- (50) 『唐令拾遺』二二六頁。
- (51) 前掲注(17)霍存福『唐式輯佚』二二三頁。
- (52) 相関する史料はすべて、仁井田陞が復原した当該条「戸令」の列挙する基本資料と参考資料に見える。仁井田陞『唐令拾遺』二二五―二二七頁を参照されたい。
- (53) 前掲注(17)霍存福『唐式輯佚』四九頁。
- (54) 前掲注(17)霍存福『唐式輯佚』二二三頁。
- (55) 杜佑撰、王文錦等点校『通典』(中華書局、一九八八年)二九一頁。
- (56) 前掲注(17)霍存福『唐式輯佚』二七三頁。
- (57) 『唐六典』八四頁。
- (58) 『唐会要』一三六五頁。
- (59) 『唐六典』五四二頁。
- (60) 前掲注(17)韓国磐「伝世文献中所見唐式輯存」三八頁、前掲注(17)霍存福『唐式輯佚』五五五頁。
- (61) 『唐会要』一三六四頁。
- (62) 『唐令拾遺』七一八―七一九頁。
- (63) 『天聖令校証』三〇九頁。
- (64) 『唐会要』八三―八二四頁。
- (65) 『唐令拾遺』三二〇頁、前掲注(38)霍存福「令式弁弁与唐令的復原―『唐令拾遺』編訳墨余録―」五〇頁、梅原郁「唐宋時代の法典編纂―律令格式と勅令格式―」(梅原郁編『中国近世の法制と社会』京都大学人文科学研究所、一九九三年、後に同『宋代司法制度研究』創文社、二〇〇六年に所収、七五九―七六四頁)一一三―一一七頁、前掲注(17)霍存福『唐式輯佚』四九―五〇頁を参照されたい。
- (66) 例として、近年錢大群が『唐律疏議』の編纂の瑕疵について、条を追って詳細な分析を行っている。詳しくは錢大群『唐律疏議』原創内容質疑拳隅」(徐世虹主編『中国古代法律文献研究』七、社会科学文献出版社、二〇一三年)二〇五―二

二四頁を参照されたい。

(67) 黒板勝美編輯『新訂増補 国史大系 令集解』(普及版)(吉川弘文館、一九八五年)二四二頁。

(68) 瀧川政次郎『律令の研究』(刀江書院、一九三二年)五五〇頁。

(69) 趙晶「唐代『道僧格』再探―兼論『天聖令・獄官令』―「僧道科法」條」(『華東政法大学学报』二〇一三年六期)一四八―一四九頁、後に同「天聖令」与唐宋法制考論」(上海、上海古籍出版社、二〇一四年)に所収、一六八頁。

(70) 黒板勝美編輯『新訂増補 国史大系 交替式・弘仁式・延喜式』(吉川弘文館、二〇〇〇年)九一三頁。

(71) 前掲注(70)『延喜式』九二二頁。

(72) 虎尾俊哉『延喜式』(日本歴史学会編集『日本歴史叢書』吉川弘文館、一九六四年)八一―九頁。

(付記) 趙晶「唐令复原所据史料檢證―以令式分辨為線索―」(中央研究院歷史語言研究所編輯出版部編『中央研究院歷史語言研究所集刊』第八六本第二分、台湾、中央研究院歷史語言研究所、二〇一五年六月)に加筆・修正のうえ翻訳し、本書に収録した。